

ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

◆ワンストップ特例制度とは

世田谷区や他の自治体に寄附をされた個人の方の税金の申告手続きを簡素化する制度です。特例制度を利用した場合は、所得税の寄附金控除分と住民税の寄附金税額控除分を合わせて個人住民税の税額から控除されます（2023年1月1日～12月31日の寄附は、2024年度分の個人住民税の税額に反映されます。）。

◆対象となる方（次の3つの要件をすべて満たす個人の方に限ります（法人等を除く）。）

- ①所得が給与所得、年金所得のみの方
- ②確定申告や住民税の申告の必要がない方
- ③寄附先の自治体が5か所以内の方

◆手続き

世田谷区に寄附をされた方は、申請書に必要書類を添え、**世田谷区（以下の提出先）**へご提出ください。（ご持参される場合は、区役所第一庁舎3階ふるさと納税対策担当までお持ちください。郵送でも受け付けております。）

提出先 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
世田谷区 政策経営部 経営改革・官民連携担当課(ふるさと納税対策担当)あて

※必要書類は、別紙 本人確認書類添付台紙をご確認ください。
※封筒や郵便切手は寄附者様負担となります。ご了承ください。

◆注意事項 **必ずお読みください！**

申請書の提出	✖切：寄附を行った翌年1月10日（必着）
申請後、寄附を行った翌年1月1日時点の住所・氏名に変更があった場合	変更届を提出してください。 ✖切：寄附を行った翌年1月10日（必着）
寄附先の自治体が6か所以上の場合	ワンストップ特例制度は適用されません。すでに
医療費控除を受けるため等の理由により、確定申告が必要となった場合	ワンストップ特例申請を行った分についても、確定申告が必要です。

連絡先 経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当 TEL:03-5432-2190 FAX:03-5432-3047

《参考》ふるさと納税に係る税額控除の手続き

